

議事の運営について（案）

総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
革新炉ワーキンググループの運営については、以下のとおりとする。

1. 会議は、原則として公開する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、公開する。
4. 会議の状況は、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。
5. 会議の開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。
6. 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
7. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。